

新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について

平成 23 年 9 月 20 日
閣 議 口 頭 了 解
平成 24 年 8 月 3 日
一 部 改 正
令和 3 年 2 月 9 日
一 部 改 正

1. 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を随時開催する。
2. 閣僚会議の構成員は、全閣僚とする。
閣僚会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 閣僚会議は、内閣総理大臣が主宰する。
4. 閣僚会議は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。
5. 関係省庁間の事務を調整し、この閣僚会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。
6. 閣僚会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。